

(仮称) ピウカ川沿い公園名称選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 ピウカ川沿いに整備する公園について、町民をはじめ利用者の親近感を高める公園名称を選考するため、(仮称) ピウカ川沿い公園名称選考委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、公募により応募があった公園名の中から、次に掲げる事項を踏まえて協議し、公園名称を選考する。

(1) 次のいずれかに該当し、分かりやすく親しみやすい名称であること。

ア 周辺地域で一般的に用いられている名称

イ 地域の特性を考慮した名称

(2) 名称の表記は、平仮名、片仮名及び漢字であること。

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる団体から推薦された者をもって充て、町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から第7条に規定する報告の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員会は、委員長が議長を行う。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する役割に基づき、その選考結果を町長に報告するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、環境土木課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する（令和4年10月6日）

別表

団体推薦委員

芽室町市街地町内会連合会

緑町東町内会

芽室町P T A連合会

芽室西小学校P T A

芽室町地域子ども会育成連絡協議会

緑町東町内会子ども会

西園町内会子ども会

育児ネットめむろ

めむろ西子どもセンター

事務局

環境土木課